

平成28年

福祉文教委員会

6月20日

豊明市議会

福祉文教委員会会議録

平成28年6月20日

午前10時00分 開会

午前11時04分 閉会

1. 出席委員

委員長	ふじえ 真理子	副委員長	宮本 英彦
委員	蟹井 智行	委員	近藤 郁子
委員	山盛 さちえ	委員	三浦 桂司
委員	一色 美智子		
議長	月岡 修一		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	石川 晃二	議事課長	馬場 秀樹
議事課長補佐 兼庶務担当係長	平野 幸子	議事担当係長	水野 美樹

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮 正典	副市長	坪野 順司
教育長	市野 光信	健康福祉部長	吉井 徹也
教育部長	加藤 賢司	社会福祉課長	中村 泰正
高齢者福祉課長	藤井 和久	学校教育課長	堀井 浩二
学校支援室長	下出 修史	社会福祉課長補佐	岡田 恵子
高齢者福祉課長補佐	水野 好枝	学校教育課長補佐	石川 広

5. 傍聴議員

郷右近 修	清水 義昭	富永 秀一	鵜飼 貞雄
近藤 裕英	後藤 学	毛 受明宏	近藤 千鶴
早川 直彦	近藤 善人	杉浦 光男	

6. 傍聴者

一般傍聴者 2名

午前10時開会

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） おはようございます。定刻に御参集いただき、ありがとうございます。

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。

それでは、会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いします。

○市長（小浮正典君） おはようございます。

本日の福祉文教委員会に付託されました案件、4議案でございます。慎重な審査をいただきますよう、どうぞよろしくお願ひいたします。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） ありがとうございます。

続いて、議長が御出席でありますので、挨拶をお願いします。

○議長（月岡修一議員） 皆さん、おはようございます。

全て重要議案でありますので、慎重に審議していただきますようお願い申し上げます。
以上です。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

ここでお諮りいたします。市長並びに本日の議事に直接関係のない職員は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。

市長並びに本日の議事に直接関係のない職員は退席願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、よろしくをお願いします。

（関係職員以外退席をなす）

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 本日の傍聴については、申し合わせに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。

初めに、議案第64号 財産の買入れについて（食器洗浄機）を議題とします。

本案について、理事者の説明を求めます。

堀井学校教育課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） それでは、議案第64号 財産の買い入れについて御説明申し上げます。

記といたしまして、1、物品名は食器洗浄機であります。

2、納入場所は、豊明市新田町子持松前地内の学校給食センター中央調理場であります。

3、数量は1台であります。

4、買い入れ金額は4,847万400円でございます。

次に、食器洗浄機について説明をいたしますので、参考資料をごらんください。

資料の上の図は、給食センターの洗浄室に食器洗浄機を設置したときの配置図になります。下は、実際に食器洗浄機を使ったときのイメージ図になります。下のイメージ図で説明をしますと、洗浄機は2つに分かれております。上が浸漬槽で食器の下洗いをいたします。その後、下の洗浄機でしっかりと洗います。浸漬槽は2層構造になっており、左の入り口からかごと食器を下の水槽で洗い、上の段に持ち上がり、シャワー洗浄しながら左側に戻ってきた後、下の洗浄機で食器とかごに分けて本洗浄を行い、右に出てきますので、かごに食器を詰めます。購入の機種につきましては、設置スペース、洗浄能力などについて比較検討した上で、浸漬槽付きの食器洗浄機を購入いたしました。

それでは、議案に戻っていただきまして、5、買い入れ先は、豊川市大橋町4丁目127番地、株式会社厨林堂、代表取締役寺部吉治であります。

6、契約の方法は、8社の指名競争入札によるものであります。

この案を提出いたしますのは、食器洗浄機を買い入れるために必要があるからであります。

以上で説明を終わります。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

蟹井委員。

○蟹井智行委員 1台、大変高額な洗浄機ですけれども、この洗浄機の処理能力と申しますか、1分間に何人分というのか、何枚というのか、処理できるのかとか、中央調理場ですので、栄調理場以外の小中学校の食器を洗うんだと思いますけど、そうすると、栄中、館小、栄小以外の8小中学校かなと思うんですけど、その学校を洗い切るのに何時間というのか、どのぐらいの時間がかかるのか、そういうことがわかったら教えてください。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

堀井学校課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） 洗淨能力につきましては、1日3,500食ほど洗います。1時間にしますと1,800食ほど洗います。それから、洗淨時間ですが、109クラスありますので、106分ほど、現状は124分ほどかかっております。

以上です。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

蟹井委員。

○蟹井智行委員 現状が124分かかっているところが、それが106分で洗えるようになるということで、他の8社の指名競争入札した中でもこの厨林堂のメーカーのものが大変優秀だということで、これを選んだということがあるのでしょうか。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

堀井学校課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） 私どもは製品を指定しておりませんので、同等以上のものでということになっております。

以上です。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

一色委員。

○一色美智子委員 現在使っている食洗機は何年間使用したのか、また、今回購入を予定している食洗機は今後何年間使用する予定なのか、お聞かせください。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

堀井学校教育課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） 20年ほど経過しております。今後につきましては、当然20年以上は使いたいと思っております。

以上です。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

近藤郁子委員。

○近藤郁子委員 この機械は、メンテナンスはどのようになっていますか。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

堀井課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） 今使っている機械と同じように、定期的なメンテナンスは当然させていただきます。

以上です。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 この食洗機については、予算委員会の中でも、機種がより新しいものも出ているので、しっかり選ぶようにというような、そういう指摘もあったと思いますが、今、応札された8社の中で、これと違う機種を皆さん提案というか、提示されていたのでしょうか。メーカー、機種等の指定はないということだったので、いろいろなものが応札のときに提案されてきたのか、それでなぜこれを選んだのかというのをもう一度お願いします。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

堀井課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） 私ども、当然、当初の予算説明委員会の際に、浸漬槽のないものということをおっしゃっていただきました。事前に、浸漬槽があるもの、ないものを検討させていただきました。浸漬槽のないものにつきましては、設置のスペースの関係で、どうしても浸漬槽のないものは置けないということになりましたので、入札につきましては、浸漬槽のあるものでということで、同等品ということで入札のほうを図らせていただきました。

以上です。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 わかりました。

もう一つの質問の中に、この8社が提案してきた食洗機はいろいろありましたかということについては。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

堀井課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） 私ども、同等機種という仕様でやっておりますので、私どもが知り得ているのは、3社は同等のものがあるということは聞いております。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 加藤部長。

○教育部長（加藤賢司君） 今回、入札させていただいたときに、浸漬槽のないタイプで同等品で入札をお願いしました。その結果、先ほどお話をいたしましたように、厨林堂が落札をされました。そのほかのところについては、金額の入札があっただけですので、その後の中身の仕様というのは、その入札の場では特に出てきませんので、落札されたところは日本調理機のところの浸漬槽のあるタイプで、入札で落札をされたということでございます。

以上です。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 そうすると、先ほど、スペースと洗浄力で決めたというふうに言われたわけですが、額は確かにここが安くて、入札の額からいくと、4,488万円、次のところが4,532万円ということなので、確かにここが一番安いんですけども、処理の性能とか、いろんなことを考えた上でということじゃなくて、とにかく値段の一番安いところというふうには私は聞こえてしまったんですが、それでよろしいですか。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤賢司君） 入札するときには仕様を出しておきまして、仕様は全てクリアした上での応札の結果でございますので、もちろん性能的には十分問題ないものでございます。

以上です。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかに。

近藤委員。

○近藤郁子委員 今のお話のとおりなんですけれども、もっと明確に、前回と違ってもう少しいいものが買えたとか、いいものを仕様書に出したとか、そういったことってありますでしょうか。それとも前回と同様のものというふうな仕様の出し方だったのでしょうか。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤賢司君） 今使っておるタイプにつきましては、洗浄する、今回で言うと浸漬槽という、そういう水槽があるわけなんですけれども、それがありませんでした。ということで、事前に、調理員が水槽の中で手洗いで洗って、それを洗浄機に入れておりました。ということでありますので、今までだと、直接職員が、調理員が洗っておったというものが、今回、浸漬槽の中で自動で洗えるようになったということでありますので、職員の負担も大幅に軽減をされておりますし、人的にも減っておるというふうに考えております。

以上です。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

宮本副委員長。

○宮本英彦委員 基本的なことなんですけど、先ほど、今のやつは20年経過しているとい

うことですよね、今まで使っているものは。これを買いかえた理由というのは、耐用年数が来たとか、そういうことじゃなくて、どこか故障がしたとか、そういう意味なんですか、20年以上たったということは。買いかえた理由です。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

堀井学校教育課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） 20年もたっております。現在確かに壊れておりませんが、いつ壊れてもおかしくないというふうにはメーカーのほうから言われておりますので、この機会にということで購入のほうをさせていただきました。

以上です。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 宮本副委員長。

○宮本英彦委員 壊れていないけど、そのうち壊れるんじゃないかと。非常にあれですけど。あと、今の食洗機にかかっている人数と、この新しい食洗機に変えた場合の人数、先ほど時間のことは聞きましたけど、ここに要している人数に変化はあるんでしょうか。お願いします。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

堀井学校教育課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） 先ほど、イメージ図のほうには5名のほうが書いております。今現状は、上の食洗機のほうにお一人になっておりますが、2人ほどで手洗いでやっておりますので、1名ほど人が減るという格好になります。

以上です。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 どうしても耐用年数的に必要だということであれば、買いかえも仕方がないかなというふうに思います。今は手洗いで浸水槽のかわりをしていらっしゃるということで、そのスペースはあったわけですが、機械を入れると、あるものだと置けない。ないものだと置けないでしたっけ。というところが、比較のものが出てきているわけじゃないのでわからないんですけども、最初の仕様の段階で十分な検討がされたんだろうというふうに信用してはおきますけれども、高額なものですので、今後、仕様を決めていかれるときに、日進月歩で新しい商品も出てまいりますので、そういったことを十分に研究

した上でしっかりとした仕様を出し、競争性ができるだけ働くように、いろいろな機種で同じ性能なものというのを競い合えるような、そういった仕様をつくっていただきたいと。1社のこれしかないという仕様をつくってしまうと競争性が働きにくいので、今はそこまでの仕様まで、さきの承知していないということだったんですが、それが結果としてどうつながったのかは今の段階ではわかりませんが、入札、それから仕様のあり方、間違いなく性能アップ、その辺のことを確認した上で今後は進めていっていただきたいというふうをお願いをして、賛成討論といたします。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第64号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第64号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第66号 豊明市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

本案につきましては、既に本会議で藤井高齢者福祉課長により提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（もう一度説明をお願いしますの声あり）

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 異議がありましたので、お諮りします。

提案説明を省略し、直ちに質疑に入ることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） それでは、理事者の説明を求めます。

簡潔に説明をお願いします。

藤井高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（藤井和久君） それでは、議案第66号 豊明市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について御説明をします。

この案を提出しますのは、介護保険法の改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める必要があるからであります。この条例は、介護保険法等の改正により、本年4月より、定員18名以下の小規模の通所介護事業所が地域密着型通所介護事業所に移行することにあわせて、従来あった豊明市指定地域密着型サー

ビスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び豊明市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する条例を整理、統合し、新たに本条例に制定し直すものであります。

それでは、条例の説明を行いますので、1ページをおめくりください。

第1章では、条例の趣旨、定義、一般原則を定めております。

第2章では、事業所の指定に関する基準を定めております。

第3章から13章では、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を初めとする各種地域密着型サービスのうち、本市の独自基準の部分のみを規定し、国と同一基準のものについては、第14章において基準省令の定めるところによるものとしております。

なお、本市の独自基準の部分とは、書類の保存期間を5年間にしていること、非常災害対策として、市や近隣住民、関係機関と相互支援や協力を行う体制整備に努めなければならないこと、事業所の協力医療機関として、歯科医の指定を義務化していることの3点があります。

附則として、この条例は交付の日から施行するものとし、豊明市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び豊明市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する条例は廃止するものとします。

以上で説明を終わります。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明は終わりました。

質疑のある方は挙手を願います。

三浦委員。

○三浦桂司委員 条例の変更によって、今は18名以下の小規模事業所と聞きましたけれども、18名以下の事業所は何カ所あって、市外に通っている人は何も変更がないかどうかお聞きしたいんですが。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

藤井高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（藤井和久君） 現在、豊明市内に定員18名以下の地域密着型の通所介護事業所は5カ所あります。本年4月以降は、地域密着サービスに移行しますので、原則としては、豊明市内の方は豊明市内の事業所しか利用できないこととなりますけれども、3月までに市外のサービス事業所を利用していた方につきましては、みなし事業所ということで、平成30年までは、何も手続をせずに現行どおり利用できるということになっております。

終わります。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 じゃ、平成30年以降はどうなるか。まだそのことまでは検討されておられませんか。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

藤井高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（藤井和久君） 平成30年以降は、その方と話をして、市内のサービス事業所に移るか、もしくは、名古屋市と協議をして、今までどおりそのサービス事業所を利用できるように協議をするということになります。

終わります。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございせんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 先ほどの説明で、豊明の独自規定というところで3つ言ってくださったんですが、3つ目のところがメモし切れていないので、もう一度ゆっくりお話しただいていいでしょうか。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

藤井高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（藤井和久君） 3点目は、事業所の医療機関として、歯科医の指定を義務づけしている点でございます。具体的な条文でいいますと、例えば22条の第2項に、指定小規模多機能居宅介護事業所は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておかなければならないというふうに入っております。この部分が独自の規定であります。

終わります。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございせんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 まず、今のところの歯科医を指定しておかなければならないということなんですが、これを独自として設ける必要があるというふうに判断された理由と、そうしておくことによるメリットはどんなものがあるのか、お願いします。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

藤井課長。

○高齢者福祉課長（藤井和久君） 国の基準では努力義務になっているんですけども、市は義務化しております。その理由としては、指定した歯科医さんであれば、当然サービス利用者を常に診るわけですので、同じ歯科医の方がその患者さんを診たほうが、過去の

治療歴だとか、いろんな部分で当然メリットが多いというふうに考えて指定歯科医療機関を義務化しているということでもあります。これを義務化しないと、その都度いろんな医療機関に歯科医をかえるということが可能になりますので、豊明の場合、歯科医はたくさんございますので、指定しても問題ないというふうに考えました。

終わります。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 入所している方にとってのそういった利点はあるかと思いますが、たくさんある歯科医の中で1つの歯科医を指定する。今、市内で5カ所のそういった事業所があるということですが、三十幾つある歯科医の中で5つの歯科医を5つの施設が指定するということになるのでしょうか。

それから、その指定については、事業所さんが選ばれるということでしょうか。

お願いします。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

藤井課長。

○高齢者福祉課長（藤井和久君） 5つの事業所が5つとは限らないので、例えば2つの歯科医を指定しても、それは構いません。実際、幾つの歯科医を指定するか、確認していませんけれども、数は1個とは限りませんので、2つ、3つ、大きな施設であれば、そういったこともあるかなと。

あと、指定に関しては事業所のほうで選んでおります。

終わります。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 こういった施設に入られる利用者さんは御高齢でいらっしゃるの、多分過去においても、歯医者さんに通われるということは少なからずあるだろうというふうに思いますが、選ばれるのは事業所さんということになると、利用者さんの地域性だとか、いろいろで、今までのカルテだとか、診療歴があるところが必ず指定されるというわけではなく、余りいいイメージが膨らまなかったんですが、歯医者さんを選ばれるときの選び方が、どんなふうに。公平という言い方がここに適するかどうかわかりませんが、それなりにお仕事が発生するわけですから、訪問で、どんなふうを選んでいかれるのか。全く市が関与せずということになってしまうのでしょうか。ちょっと気になったので、お願いします。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

藤井課長。

○高齢者福祉課長（藤井和久君） 歯科医の選定については、基本的には業者のほうにお任せしていますよということになります。それで、歯科医を義務化した理由としては、その都度歯科医がかわると、やはり御本人様にはいい影響がないんじゃないかと。あと、急遽診療に来てほしいと、しかもその通院所じゃなくて施設まで来てくださいといった場合に、来られる歯科医というのはそんなにはないと思うんですね、通常の診療時間がございますので、そういったことも鑑みながら、例えば出張診療を中心にやっているようなところを選んでいくような施設もあるのかなというふうに思います。

終わります。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 ちなみに何回ぐらい年間に。定期的に診療に入ることになっているんでしょうか。それは定めというか、特にないですか。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

藤井課長。

○高齢者福祉課長（藤井和久君） 定期的に歯の診療をしているかどうかというのは確認していませんけれども、基本的には、歯が痛くなったとか、例えば滑舌が悪くなったとか、入れ歯の関係ですとか、不都合が生じたときに呼んで診るといった形になるかと思えます。

終わります。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 かなり個別的にというのかな、皆さん、一斉に歯が痛くなるわけじゃないので、利用されている方が、個人的にそういう症状を訴えられたときをお願いをするとなると、別に指定しておかなくても、その方がずっと今まで施設を利用される前から通っていらっしやったところをお願いするみたいなことは、今の往診の体制ができていないかというようなこともあって、そういう考え方はまず無理ということでしょうか。可能ならば、そのほうがより患者さんにはよいのかなという気がするんですけど。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

藤井課長。

○高齢者福祉課長（藤井和久君） 基本的には、従来かかっていた歯科医の方が訪問診療みたいなことをやってくれるかどうかという部分が確実じゃないので、まずその点があるかどうかと思えます。あと、医師の指導を受けた施設看護師が基本的に指導するというので、決められた医師の方が定期的に来ているものですから、診たりとか、例えば患者さんから呼ばれて来たりとか、そういったときにいろいろ看護師とも話をしたりとか、とにかく、

決められた方がある程度、例えば月に1回とか、2カ月に1回とか、多いときはもっとあるかもしれないんですけども、そういった形でしょっちゅうその施設に来ることによって得る利益は大きいんじゃないかなと。要するに、歯科医を指定しないということは、見つからない場合はそれこそ、誰でも歯が痛いよと、たまたま来られないよということになってしまうと、そのままにしておくわけにいかないので、全然知らない方を、極端な言い方ですけども、呼ぶ可能性もありますし、全く今まで診たことのない方が診るということもあると思うんですね。施設に例えば入って、最初に歯の治療を受けるときはもちろん初めてですけども、それ以降は、基本的にずっとその施設にいる限りは同じお医者さんが来るわけですので、安定した治療が受けられるんじゃないかなというふうに思います。

終わります。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 市の独自の2つ目のところで、非常時の相互支援という説明がありましたが、具体的な内容を教えてください。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

藤井福祉課長。

○高齢者福祉課長（藤井和久君） こちらのほうは条文を読み上げさせていただきますけれども、非常時における利用者等の安全が図られるように、あらかじめ市、近隣住民、他の社会福祉施設及び福祉サービス事業所等と相互に支援及び協力を行うための体制整備に努めなければならないということで、地域密着型のサービスになりますと、例えば通所介護であったら、6カ月に1回以上は定期的な地域住民を呼んで会議等もやっていますので、そういった場合に、いろんな地域とのかかわり方とか、非常災害時の対応の仕方とか、相談を受けたりとか、具体的に地域の方からこういったことだったらお手伝いできるよとか、そういった話し合いをしているケース等もございます。

終わります。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 今既に条例があるわけですから、そのときにもこういった内容は盛り込まれていたと思うんですが、前回から言うと、何年ぐらいたちましたか、そんなに長くはないと思うんですが、そういった相互支援の体制というのは、5つの施設において、条例で独自できちっと明文化したことによって、そういった動きというのは間違いなく定着しているというか、効果的に動いているんでしょうか。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

藤井課長。

○高齢者福祉課長（藤井和久君） 前回条例が制定されたのが平成24年なんですけれども、その後、例えば、平成26年に市と福祉のこういった施設との間で防災に関する相互協定等も結ばせていただきまして、非常時のときには、相互でいろんな物資の面ですとか、例えば受け入れの面ですとか、やりくりしましょうよという話をして協定には結びついております。

終わります。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 施設を利用される方というのは、やはりいろいろと生活面において課題を抱えていらっしゃる方だと思います。もちろんそこを利用するように勧めたというか、家族の方たちのいろいろな思いや心配もあるかと思えます。こうって改めて条例化してって、豊明市のこういった施設利用者、それから御家族の安心であったり、それから事故とか、そういったことのないような、高齢者にとって生きやすい、在宅が必ずしもできない方に対してのいい施設運用になるように、条例に書いたらそれでいいというわけではありませんので、それがきちっと実を結んでいくような、実態が伴うような、そういった指導というか、監視というか、そういうことをしっかりしていただきたいというふうをお願いをして、賛成討論といたします。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第66号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 異議なしと認めます。よって、議案第66号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第67号 豊明市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

本案につきましても、既に本会議で藤井課長より提案説明を受けていますが、直ちに質

疑に入りたいと思いますが、いかがでしょうか。御異議ありませんか。

(もう一度説明をお願いいたしますの声あり)

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） それでは、簡潔に説明をお願いします。

藤井高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（藤井和久君） それでは、議案第67号 豊明市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について御説明します。

この案を提出しますのは、介護保険法の改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める必要があるからであります。こちらのほうの条例につきましても、議案第66号の内容と同様で、介護保険法の改正にあわせて、従来あった条例2つを整理、統合し、新たに本条例に制定し直すものであります。

議案第66号のほうは、要介護の方を対象にした地域密着サービスということであるのに対し、議案第67号は、要支援の方を対象にした地域密着型のサービスの基準等が規定されております。

それでは、条例の説明を行いますので、1ページをおめくりください。

第1章では、条例の趣旨、定義、一般原則を定めております。

第2章では、介護予防サービス事業所の指定に関する基準を定めております。

第3章から第5章では、各種地域密着型の介護予防サービスのうち、本市の独自基準の部分のみを規定し、国と同一基準のものについては、第6章において基準省令の定めるところによるものとしております。

なお、本市の独自基準の部分とは、先ほどの議案第66号と同様、3点ございます。

附則として、この条例は交付の日から施行するものとし、豊明市地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例は廃止するものとします。

以上で説明を終わります。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明は終わりました。

質疑のある方は挙手を願います。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 先ほど三浦委員が質問されたのと同じように、市内の事業者数をお願いいたします。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

藤井高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（藤井和久君） 市内の事業者は5事業者でございます。

終わります。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 先ほどとちょっと違う部分についてお伺いしたいんですが、定員とか、設備の運営等についてなんですが、国の基準と同じということですが、今、なかなか人の確保が難しいとか、質の問題とか、要支援で発生するかどうかは実態は把握しておりませんが、施設内の虐待であったりとか、いろんなことが社会問題となっておりますが、本条例の制定におきましては、そういった点についての考慮というか、実態というか、そんなものは、どのように捉えたり、調べたりされたのでしょうか、お願いいたします。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

藤井課長。

○高齢者福祉課長（藤井和久君） 豊明市の基準につきましては、国の省令と同一にしております。介護士不足等々がございまして、小規模なこういった事業所に関しましては、非常に運営が厳しい状況であるという声は聞いておりますが、本市としましては、省令を特に変更するような大きな理由に当たらないということで、省令と同じ基準にしております。

終わります。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 同じ基準が間違いなく遵守されているかどうか、そういった実態について調べるような機会はあるのでしょうか。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

藤井課長。

○高齢者福祉課長（藤井和久君） 地域密着型になりますので、市のほうで指定、指導、監査等を行います。具体的には3年に1回事業所に入って、職員の勤務状況等もチェックしますので、そういった部分ではしっかりと見ていきたいと思っております。

終わります。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 質の部分についてはどのようなのでしょうか。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

藤井課長。

○高齢者福祉課長（藤井和久君） 質の部分につきましては、やはり一番大きいのは、運営推進会議というのを6カ月に1回以上行います。そこには、施設を利用している方、家族の方、それから施設の職員、我々市の職員等が入って、どういったことをやって、どういった内容だったか、その感想等々を聞きますので、もし何か不満等があれば、その場で幾つかいろいろ出てくるんじゃないかなというふうに思います。

終わります。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 そういった場をきちっと持たれているということはいいことだと思いますが、抜き打ち的に利用者さんだとか、その利用者の御家族だとか、そういった方にお話を聞くというような機会を持ったこと、あるいは持つような予定等がありますか。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

藤井課長。

○高齢者福祉課長（藤井和久君） 例えば、利用者さんからそういう申し出があれば可能性はありますけれども、申し出等がなければ、特に何もない状態で抜き打ち等はする予定はありません。

終わります。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終了し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 高齢化が進むにつれて、こういった事業所というのは必要だというふうには十分認識しておりますが、いろんな事件があったり、トラブルがよく報道でされるような様子ですので、この条例の目的からいくと、先ほどの条例もそうですけれども、利用者さんの安全であったり、いい状態にするという、そういった介護の予防のための効果的な支援の中身、どういうふうに支援をすればいい介護ができるのか、いい事業者さんとしていいサービスが提供されるのかという、そういう点もこれから大変必要になってくるんじゃないかというふうに考えていますので、今は抜き打ちの予定はないということでしたけれども、一度されてみてもよいのかなというふうに思います。人数がいればとか、何

々ができていればということだけではなくて、そういった点についても少し気をつけていただければなというふうにお願いを申し上げて、賛成討論といたします。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第67号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第67号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

三浦委員。

○三浦桂司委員 今、私、本会議場で説明を受けたので、説明は要らないということで、異議なしと申しましたけど、委員会運営上、お諮りください。

以上です。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 今後ね。

（今後でいいですの声あり）

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 今後、提案説明が本会議場であった後に、またここで提案説明するかどうかの異議は諮ります。失礼いたしました。

続いて、議案第74号 平成28年度豊明市一般会計補正予算（第2号）のうち、本委員会所管部分についてを議題とします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

中村社会福祉課長。

○社会福祉課長（中村泰正君） それでは、平成28年度一般会計補正予算（第2号）の社会福祉課所管分について御説明をいたします。

10ページ、11ページをお開きください。

10ページ上段、3款1項1目 社会福祉総務費は、372万1,000円を増額し、総額6億8,571万6,000円となります。

続きまして、その下段、3款1項3目 心身障害者福祉費は、97万2,000円を増額し、総額10億3,444万8,000円となります。

11ページ上段をごらんください。

事業2、福祉推進事業は372万1,000円です。これは、社会福祉協議会において貸し付け担当職員を1名配置したことに伴い、社会福祉協議会運営費補助金を増額するものでございます。

事業3、心身障害者事務事業は97万2,000円です。これは、社会福祉課において臨時職員を1名配置することに伴い、増額するものでございます。

以上で、社会福祉課所管分の説明を終わります。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 堀井学校教育課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） それでは、学校教育課所管分について御説明いたします。

歳出のうち主なものを御説明いたしますので、補正予算書の14、15ページをごらんください。下段をごらんください。

10款1項2目3 事務局事務事業、電算関係委託料99万4,000円の増額は、幼稚園就園奨励事業に係るシステム改修の委託料でございます。

その下、3目1 教育振興事業、学校教育研究委嘱校委託料33万3,000円の増額は、愛知県より、双峰小学校が地域に学び、語り継ぐキャリア教育推進事業、唐竹小学校が道德教育の抜本的改善、充実に係る支援事業の研究校指定を受けたための委託料でございます。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、4、5ページをお開きください。

13款2項6目1 教育振興費補助金の49万7,000円の増額は、幼稚園就園奨励事業、管理システム費の補助金でございます。

14款3項6目1 教育振興費委託金の33万3,000円の増額は、双峰小学校と唐竹小学校の研究委嘱校に対する県からの委託金でございます。

以上で、学校教育課所管の補正予算の説明を終わります。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑については、ページ数を示してからお願いします。

質疑のある方は挙手を願います。

蟹井委員。

○蟹井智行委員 14、15ページをお願いします。

今、堀井課長から説明のあった双峰小学校の地域密着型のキャリア教育と唐竹小学校の道德教育の抜本的な何ておっしゃったか、よくわからなかったんですけど、もうちょっと内容的なことを教えていただけるとありがたいです。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

堀井学校教育課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） キャリア教育のほうでございますが、地域の方を招いて、講話や体験活動等を実施する中で、子どもたちが働くことや自分の生き方について考える、深める場にする、その深めた考えを下級生に語り継ぐ、そういった発達段階に応じた系統的なキャリア教育を推進するものでございます。

それから、道徳教育についてでございますが、こちらは、外部講師を招いた計画的な研修の実施により、道徳教育における指導方法の工夫、改善についての研究を行うものでございます。

以上です。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤郁子委員 今のことなんですけれども、もともと双峰小学校、唐竹小学校ともに、手を挙げられて委託をされたのか、それとも県からこういうことをやりなさいというふうに委託が来たのか、どちらか教えていただきたいと思えます。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

堀井学校教育課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） 尾張教育事務所の、要は県のほうからお話がありまして、私どもの双峰小学校と唐竹小学校にお願いしたといういきさつがございます。

以上です。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 11ページの社会福祉事業、社会福祉協議会運営費補助金の372万1,000円増ですが、社協への人件費がふえたと聞きましたけれども、社協に行くと、「よりそい」という窓口ができていて、そのことかどうかというのが1点と、貸付金が伸びたと聞きましたけれども、26年、27年に対して、伸び率というのはどれぐらい伸びたかわかればお願いしたいんですけれども。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

中村社会福祉課長。

○社会福祉課長（中村泰正君） 今回の人件費の増額分につきましては、「よりそい」とは全く別で、そこに配置をされる人件費ではございません。

それから、あと貸し付けの件数ですが、26年度と27年度を比較しますと、26年度が47件ほどでしたが、27年度になりますと72件ということで、多くふえていると考えております。

終わります。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 伸びている状況が今の状況ですか。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

中村課長。

○社会福祉課長（中村泰正君） 「よりそい」というのができまして、当然、貸し付けに関する相談、生活困窮に関する相談というのがふえてきておりますので、伸びていると。今年度に入りましても、前年度に比べても、既に4月、5月で28件ほどありますので、状況としては伸びている状況と考えています。

終わります。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 同じく社会福祉協議会の運営費補助金の件ですが、今は一般財源で人件費をとっているけれども、国とか県とかから補助が出てくるんじゃないかということの見込みもあるような話だったと思うんですが、そういうことでしょうか。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

中村課長。

○社会福祉課長（中村泰正君） あくまでも予定ですが、おおむね300万円程度、県の社会福祉協議会のほうから助成があると聞いております。

終わります。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 それは、今の貸し付け業務に当たるものが補助対象になるということなんですか。県の300万の補助事業の条件というか、どんなものなのか、あわせてお願いします。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

中村課長。

○社会福祉課長（中村泰正君） こちらは、県の社会福祉協議会のほうに予算がありまして、それぞれ各市町村に社会福祉協議会というのがございます。それに貸し付け件数ですとか、そういったものに応じて予算の配分をしていくという形になります。

終わります。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 そうすると、この300万円は、確定でもないし、今の貸し付け件数が、去年とおととしと比べると、2倍まではいかないけれども結構ふえた。4月、5月は既に28件あるということで、どのぐらいまで伸びれば300万がいただけるのか、そういうのってあるんでしょうか、業務の件数みたいな。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 中村社会福祉課長。

○社会福祉課長（中村泰正君） 当然、豊明市が伸びても、全体的に県内でそういった件数が伸びれば、配分というのは必ずふえるというものではないと思いますので、それは結果を見ないと金額が確定しないというふうに考えております。

終わります。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 この貸し付け制度はずっと過去からあったわけで、26年も27年も行われているわけですが、それにかかっている職員さんがいらっしやらなかったわけではなく、おみえになった上で、また件数が伸びたということで、県社協から補助金が出るということだと、人がダブるというような気もするんですが、説明をお願いします。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 中村社会福祉課長。

○社会福祉課長（中村泰正君） 平成26年度までは、県社協のほうから全額貸し付け担当者の人件費については社会福祉協議会のほうに助成があったと。その後、27年度からは、いわゆる予算の範囲内で、その件数とか、配置の人数とかに応じて配分をしていくという形になったんですね。社会福祉協議会としましては、26年度までは貸し付けの担当者を配置しておったと。26年度の件数が少ないという状況を受けて、助成がないということで、27年度は様子を見たという形だったんですが、先ほど申し上げたとおり、「よりそい」というのが開設をされたことを受けて一気に件数がふえてきたということで、28年度どうしても必要だということで今回補正をさせていただきました。

終わります。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 そうすると、今既にいらっしやる県社協の職員さんの人件費を、人件費補助は市からたくさん社協さんには補助として出しているわけですが、それとは別に、県社協からまた新たに300万円ぐらいもらえると。そういうことになると、そうすると今度、市からの運営費補助というのは、豊明市からのものというのはその300万円相当分は減らしなくても構わないという結果になるわけですか。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

中村社会福祉課長。

○社会福祉課長（中村泰正君） 最終的には、金額が確定した段階で運営費補助金の精算は当然行いますので、今の段階ではおおむね300万円程度ということですので、今回は歳出のみを計上させていただいているという段階でございます。

終わります。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 県社協からの額の決定があるのは年度の終わりになってしまうのでしょうか。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

中村課長。

○社会福祉課長（中村泰正君） その辺につきましては、今、我々の考えとしましては、年度内にそのお金が入金されるようなことであれば、今年度の運営費補助金のほうで精算をします。ただし、6月以降とか、遅い時期になるということになりますと、来年度の当初の運営費補助金の中で相殺をしていくというふうに考えております。

終わります。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 その下の精神障害者事務事業の非常勤の1人分の賃金ですが、何月からなののでしょうか。それから、この方はどんなことをされるのか、お願いします。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

中村課長。

○社会福祉課長（中村泰正君） 配置は4月からされております。主な業務は、窓口業務でありますとか、その他、障がい者事務でありますとか、保護司会等の団体の事務関係を行っております。

終わります。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 4月からということの理由をお願いします。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

中村課長。

○社会福祉課長（中村泰正君） これは、3月末の人事異動によりまして、職員が1名減になったということで、今年度、特に新規事業でありますとか、保護司会の幹事市等が回ってくるという中で、職員の配置がどうしても必要だということで4月から配置をさせていただきました。

終わります。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 そういうことで、今年度は特に若干業務がふえると、社会福祉課の業

務がふえるということが予算編成時からわかっていたけれども、人事のほう为正職を1減してしまったので臨時職員を雇用せざるを得ないと、そういうことになるんですか。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 中村課長。

○社会福祉課長（中村泰正君） ある程度、今年度新規事業があるということは社会福祉課としては承知をしておりましたが、ただ、その人員につきましては、私どもの判断だけではございませんので、トータル的、全体を見て判断されるべきことですので、やむを得ないのかなと考えております。

終わります。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 今の話から言うと、じゃ、常勤というか、恒常的な、年度をまたいで来年もずっと非常勤職が必要だということではなく、28年度については、特にそういった事情があったので非常勤を雇われると、そういうことでよろしいでしょうか。

それから、当初から279万円の同じ項目の予算が上がっていたと思いますが、ほかにも非常勤一般職さんがいらっしゃるとすれば、何人なのか、その業務内容についてもあわせてお願いします。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

中村社会福祉課長。

○社会福祉課長（中村泰正君） まず、今回、非常勤で雇用した方につきましては、1人減について、どうしても必要だということで配置しておりますので、こちらに、例えば正職員とか、そういった方が配置をされれば、必然的に必要がないのかなと考えております。

それから、今現在雇用している臨時職員につきましては、窓口業務をやってみえる方が1名おります。それから、認定調査事務を行っている方が1名おります。それからもう一名、認定調査員として、調査に行っている調査員の方がもう一名いるという状況でございます。

終わります。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 14、15ページの15ページのほうの電算関係委託料ですけれども、これは国と一財と2分の1ずつということで、幼稚園の就園奨励の関係の制度が変わったからということだったんですが、その変わった制度の内容と、今回は電算委託の分だけなんですけれども、それに伴う事業費が主として発生する見込みとか、予定というか、あるので

しょうか、お願いします。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

堀井学校教育課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） 新しいシステムの内容でございますが、多子世帯の保護者負担の軽減と、もう一つは、ひとり親世帯等の保護者負担の軽減をメインとしております。

新しい事務の増でございますが、今のところございません。

以上です。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 事務というか、軽減するわけですから、対象者がふえるんですよね。それに対して、市の負担軽減に係る事業費のようなものが今後市として発生してくるんでしょうか。新しい就園奨励のメニューがふえるんですよね、これから。そういう理解でいいですか。ふえるんだとすれば、市の持ち出しも事業費として発生してきますか、お願いします。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

堀井課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） 今までのシステムが全部変わるのではなくて、今まであった一部の内容がそれに置きかわるということになります。そして、事業費の増でございますが、そのシステム改修費だけでほかに増はありません。

以上です。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 職員の適正化がずっと動いていく中で、全体としての正規職員の人数は決して減らされているわけではなく、非常勤の数もまだ実際には減少せずという状況の中で、社会福祉に関係するところがこういう正職がつけてもらえなかったと、1減してしまうと。それを臨職に置きかえるという形になっているんですけれども、全体から見ると、人件費増ということになってまいります。これは、今ここにいらっしゃる方に申し上げても仕方ない部分ではあるんですけれども、副市長がおみえなので、人の配置の点について、正職を減らして臨職をつけなくちゃいけないというような事態が発生するのだとすると、

適正化計画は機能するのだろうかということが大変心配というか、信頼性が下がるというふうに思われます。

全体として正職を減らして臨職に置きかえていくんだと、そうやってコストを下げながらサービスや事業の質や内容を落とさないということならば全く納得できますが、全体としてそういう方向になっていない28年度については、正職はふえているわけですから何とも複雑な思いになっておりますが、4月から既に人がいらっしゃって人件費の支払いが発生しているわけですから、これを認めないということはいたしませんので、その点については、豊明市の人の配置のあり方、人数については、よく精査をしていただきたいというふうにお願いをしておきます。

社会福祉協議会については、県からいただいた分はきちっと精算するという答弁もいただきましたので、その点についてはその数字を待ちたいというふうに思います。賛成いたします。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 堀井学校教育課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） 私、先ほど、就園奨励費の事務の経費がふえませんというふうにお話ししましたが、事務経費のほうはふえないんですが、保護者の負担軽減が当然ふえますので、幼稚園就園奨励費としてはふえます。申しわけございませんでした。

以上です。

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 討論はほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第74号のうち、本委員会所管部分については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第74号のうち、本委員会所管部分については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（ふじえ真理子議員） ありがとうございます。

委員会報告書については例に従い提出をさせていただきます。

御審査、御苦労さまでした。これにて福祉文教委員会を閉会いたします。

午前 11時4分閉会

豊明市議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する。

福祉文教委員会

委員長